⑹　特別関係協同組織金融機関等における「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

⑺　特別関係協同組織金融機関等における「情報開示の充実のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　四半期ごとの情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

⑻　特別関係協同組織金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、次の事項を具体的に記載すること。

①　基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

②　当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

６．第１から第３までの方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

７．　［略］

８．農林中央金庫における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

⑴　［略］

⑵　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば、員外監事を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。

［⑶～⑸　略］

⑹　「情報開示の充実のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　半期ごと又は四半期ごとの情報開示を充実すること。

［②・③　略］

⑺　［略］

９．～11.　［略］

５．第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

６．　［同左］

７．農林中央金庫における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

⑴　［同左］

⑵　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば、員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。）を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。

［⑶～⑸　同左］

⑹　「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。

［②・③　同左］

⑺　［同左］

８．～10.　［同左］